

# 議案の概要

令和5年第1回市議会定例会

八王子市

## 目 次

1	提出予定議案総括	1
2	人権擁護委員の候補者の推薦について	2
3	八王子市暴力団排除条例の一部を改正する条例設定について	3
4	八王子市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例設定について	4
5	八王子市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	5
6	八王子市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例設定について	6
7	八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例設定について	7
8	八王子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	8
9	八王子市中小企業次世代人材確保支援条例を廃止する条例設定について	10
10	八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について	11
11	八王子市営住宅条例の一部を改正する条例設定について	14
12	学校給食センター寺田新築工事請負契約の締結について	15
13	学校給食センター寺田給排水衛生等設備工事請負契約の締結について	17
14	学校給食センター寺田空調換気等設備工事請負契約の締結について	19
15	スプーン等の取得について	21
16	配膳台等の取得について	23
17	八王子駅南口集いの拠点整備・運営事業契約の締結について	24
18	市道路線の認定について	27
19	市道路線の認定及び廃止について	28
20	八王子市斎場条例の一部を改正する条例設定について	29
21	八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	30
22	八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	32

23	八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する 条例設定について……………	34
24	八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例の一 部を改正する条例設定について……………	36
25	八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て 支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	38
26	八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について……………	39
27	八王子市学童保育所条例の一部を改正する条例設定について……………	41
28	八王子市産業イノベーション条例設定について……………	42
29	八王子市新産業センター条例の一部を改正する条例設定について……………	44
30	八王子市環境学習センターの指定管理者の指定について……………	45
31	包括外部監査契約の締結について……………	48

【追加送付】

32	八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定について……………	49
33	八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定について……………	49
34	八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について……………	49



○提出予定議案総括

案 件	件 数	備 考
人 事	1 件	人権擁護委員
新 年 度 予 算	1 0 件	一般会計ほか
補 正 予 算	8 件	一般会計ほか
条 例 関 係	2 2 件	新設（全部改正） 1 件 一部改正 2 0 件 廃止 1 件
契 約	7 件	工事請負契約 3 件 物品取得 2 件 P F I 事業契約 1 件 包括外部監査契約 1 件
指 定 管 理 者	1 件	指定管理者の指定
そ の 他	2 件	市道路線の認定 市道路線の認定及び廃止
計	5 1 件	

人事	人権擁護委員の候補者の推薦について	総務部
		総務課
概要	令和5年（2023年）6月30日任期満了に伴い、人権擁護委員の候補者の推薦をするもの	
<p>【内容】</p> <p>令和5年（2023年）6月30日に6人の委員が任期満了を迎えることから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市長が法務大臣に対し、市議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦するものである。この市長の推薦を受け、国（法務局）は、弁護士会及び人権擁護委員連合会に意見を求めて検討した後、法務大臣が委嘱する。</p> <p>任期は、令和5年（2023年）7月1日から令和8年（2026年）6月30日までの3年間である。</p> <p>なお、委員には、給与は支給しない。</p> <p>新任 小峰 貴美子（民生委員・児童委員）</p> <p>新任 清水 弘美（幼稚園園長）</p> <p>再任 田近 秀子（元社会教育委員、今回6期目）</p> <p>再任 福澤 武文（弁護士、今回4期目）</p> <p>再任 西村 智子（寺族、今回3期目）※ 寺族 寺院に在住する僧侶以外の家族又は配偶者</p> <p>再任 野上 容子（保育園副園長、今回2期目）</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○人権擁護委員法（昭和24年法律第139号） 第6条第1項、第3項、第8条第1項、第9条</p>		

条例改正	八王子市暴力団排除条例の一部を改正する条例設定 について	生活安全部
		防犯課
概要	個人情報保護制度の改正に伴い、条例中の引用法令や文言の整備を行うもの	
<p>【内容】</p> <p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報保護制度の見直しがされ、本市における個人情報の取扱いに関する根拠法令が「八王子市個人情報保護条例（平成16年八王子市条例第33号）」から「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「八王子市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年八王子市条例第55号）」となった。</p> <p>これに伴い、引用法令や文言の整備を行う必要が生じたため、条例を改正する。</p> <p>&lt;改正内容&gt;</p> <p>個人情報の収集及び提供に係る改正（第12条）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施機関の定義を「八王子市個人情報保護条例（平成16年八王子市条例第33号）第2条第2号に規定する実施機関」から「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第11項第2号に規定する地方公共団体の機関及び議会」に改める。</li> <li>2 個人情報の定義を「同条第1号に規定する個人情報」から「同条第1項に規定する個人情報及び八王子市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年八王子市条例第55号）第2条第1項に規定する個人情報」に改める。</li> </ol> <p>&lt;施行日&gt;</p> <p>令和5年（2023年）4月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○八王子市個人情報保護条例（平成16年八王子市条例第33号） 第2条第1号、第2号</li> <li>○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号） 改正後の第2条第1項、第11項第2号</li> <li>○八王子市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年八王子市条例第55号） 第2条第1項</li> </ul>		

条例改正	八王子市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例 設定について	福祉部 福祉政策課
概要	子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例で引用する条項を改めるもの	
<p>【内容】</p> <p>こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）により子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が改正された。この改正では、現在内閣府に置かれている子ども・子育て会議の機能を令和5年（2023年）4月1日に設置されるこども家庭庁に移管することとなったことに伴い、同法に規定する子ども・子育て会議に関する規定が削除された。そこで、本条例で引用する法の条項を改めるもの。</p> <p>&lt;改正内容&gt;</p> <p>第2条第2号中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号」に改める。</p> <p>&lt;施行日&gt;</p> <p>令和5年（2023年）4月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 改正後の第72条第1項</p>		



条例改正	八王子市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	子ども家庭部 保育幼稚園課
概要	子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例で引用する条項を改めるもの	
<p>【内容】</p> <p>こども家庭庁の設置に向け、こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）が公布され、条例で引用している子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の規定による事務について、厚生労働省からこども家庭庁へ移管されることとなった。</p> <p>これに伴い、条例で引用している法第19条第2項で規定する内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議が不要となるため、これを整理する改正がこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）により行われることとなった。そこで、本条例で引用する法の条項を改めるもの。</p> <p>&lt;改正内容&gt; 第1条中「第19条第1項第2号及び第3号」を「第19条第2号及び第3号」に改める。</p> <p>&lt;施行日&gt; 令和5年（2023年）4月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 改正後の第19条第2号、第3号</li> <li>○こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号） 第4条第1項第2号</li> <li>○こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号） 第33条</li> </ul>		

条例改正	八王子市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例設定について	総務部 公文書管理課
概要	八王子市議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、審査会の調査権限を追加するもの	
<p><b>【内容】</b></p> <p>令和4年（2022年）12月19日に八王子市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年八王子市条例第55号。以下「議会個人情報保護条例」という。）が公布され、議会における保有個人情報の開示決定等について審査請求があったときは、八王子市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならないこととされた。</p> <p>これに伴い、審査会において当該審査請求について調査審議する旨の規定を設ける必要が生じたため、八王子市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（令和4年八王子市条例第45号）の改正規定中、引用条例や文言の整備を行うもの。</p> <p>&lt;改正内容&gt;</p> <p>1 審査会の設置に係る改正（第1条） 設置の根拠に「議会個人情報保護条例第45条」を加える。</p> <p>2 審査会の調査権限に係る改正（第5条）</p> <p>(1) 議会に対し、審査請求に係る公文書等の提示を求めることができることとする。</p> <p>(2) 公文書等の定義に「議会個人情報保護条例第24条、第34条又は第41条の決定に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）」を加える。</p> <p>&lt;施行日&gt; 公布の日</p>		
<p><b>【法令等】</b></p> <p>○八王子市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年八王子市条例第55号） 第24条、第34条、第41条、第45条</p>		

<p>条例改正</p>	<p>八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例設定について</p>	<p>総務部</p>
		<p>公文書管理課</p>
<p>概要</p>	<p>八王子市議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、審議会の所掌事項を追加するもの</p>	
<p><b>【内容】</b></p> <p>令和4年（2022年）12月19日に八王子市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年八王子市条例第55号。以下「議会個人情報保護条例」という。）が公布され、議会における個人情報の適正な取扱いについて意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができることされた。</p> <p>これに伴い、審議会の所掌事項に係る規定等を整備する必要が生じたため、八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例（令和4年八王子市条例第46号）の改正規定中、引用条例や文言の整備を行うもの。</p> <p>&lt;改正内容&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 審議会の設置に係る改正（第1条） 設置の根拠に「議会個人情報保護条例」を加える。</li> <li>2 所掌事項に係る改正（第2条） <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 審議事項に「議会個人情報保護条例第50条の規定により議長が意見を聴くことが特に必要であると認めた事項」を加える。</li> <li>(2) (1)の改正に伴い、第2条第1項第3号を、第4号に繰り下げる。</li> </ol> </li> </ol> <p>&lt;施行日&gt; 公布の日</p>		
<p><b>【法令等】</b></p> <p>○八王子市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年八王子市条例第55号） 第50条</p>		

条例改正	八王子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課
概要	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（省令）が一部改正されたことから、これに合わせ、本市の放課後児童健全育成事業に係る基準を改正するもの	
<p>【内容】</p> <p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については、市町村が「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）に参酌して定めることとされており、本市においては、本条例で当該基準について規定している。</p> <p>今般、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）が公布され、放課後児童健全育成事業において安全計画の策定が義務付けられたこと及び業務継続計画の策定をするよう努めることとされたことから、当該改正に基づき、条例の規定を改める。</p> <p>また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）が公布され、事業所外での活動等での自動車の利用時、点呼等で所在確認を行うことが義務付けられたことから、当該改正に基づき、条例の規定を改める。</p> <p>&lt;改正内容&gt;</p> <p>1 安全計画の策定等（第7条の2）</p> <p>幼稚園及び認定こども園においては、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）により安全計画の策定が義務付けられている一方、放課後児童健全育成事業所における利用者の安全確保については、現行、安全計画の策定に係る規定が存在しないため、次の措置を講じなければならぬこととする規定を加える。</p> <p>(1) 安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>(3) 保護者に対し、安全計画に基づく取組内容等について周知すること。</p> <p>(4) 定期的に安全計画を見直し、必要に応じて変更すること。</p> <p>※ 令和6年（2024年）3月31日までの間、努力義務とする。</p> <p>2 自動車を運行する場合の所在の確認（第7条の3）</p> <p>送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという事案の発生を受け、利用者の移動等のために自動車を運行するときの事故を抑止する観点から、安全管理の徹底を図るため、放課後児童健全育成事業者は、利用者の施設外での活動等のための移動等のために自動車を運行するときには、点呼等による利用者の所在確認を行わなければならないこととする規定を加える。</p> <p>3 業務継続計画の策定等（第13条の2）</p> <p>障害児入所施設及び児童発達支援センターにおいては、業務継続計画の策定が義務付けられている一方、放課後児童健全育成事業所においては、現行、業務継続計画の策定に係る規定が存在しないため、次の措置を講ずるよう努めることとする規定を加える。</p> <p>ア 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。</p> <p>イ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>ウ 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更すること。</p> <p>4 衛生管理等（第14条）</p> <p>障害児入所施設及び児童発達支援センターにおいては、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための努力義務が課され、講ずるべき措置の内容が具体的に規定されている一方、放課後児童健全育成事業所においては、現行、努力義務は課されているものの講ずるべき措置の内容を具体的に規定していないため、放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、感染症及び食中毒の予</p>		

防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的  
に実施することを規定する。

<施行日>

令和5年（2023年）4月1日（改正省令の施行日）

【法令等】

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）  
改正後の第6条の2、改正後の第6条の3、改正後の第12条の2、第13条

条例廃止	八王子市中小企業次世代人材確保支援条例を廃止する条例設定について	産業振興部
		産業振興推進課
概要	八王子市中小企業次世代人材確保支援事業の廃止に伴い、条例を廃止するもの	
<p>【内容】</p> <p>八王子市中小企業次世代人材確保支援事業（以下「本事業」という。）は、市内中小企業における人材の確保を支援することを目的に、「はちおうじ就職ナビ」に掲載されている中小企業に就職した市内在住の若者（大学等卒業後3年以内の者）に奨励金（10万円（※1））を交付するものであり、平成27年度（2015年度）から実施している。</p> <p>ここで、新たな定住促進施策（八王子市定住促進奨学金返還支援事業（※2））に市内企業への就労促進施策を統合することとし、本事業を廃止することとしたことから、条例を廃止するもの。</p> <p>※1 10万円の奨励金は2回に分けて交付される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回目は7万円（労働契約締結日から2か月経過後に申請が可能）</li> <li>・第2回目は3万円（就職後に課税された住民税の納付後に申請が可能）</li> </ul> <p>※2 八王子市の未来を担う若年層の定住を促進するとともに、市内企業等の人材確保を図るため、大学等を卒業後に就職し、本市に5年以上定住する者を対象に、在学中に貸与を受けていた奨学金の返還に対する支援金を、5年間交付するもの。（交付上限額は、就業先が市内の場合10万円/年、市外：8.5万円/年）</p> <p>&lt;施行日&gt; 令和5年（2023年）4月1日</p> <p>&lt;経過措置&gt; 廃止前の八王子市中小企業次世代人材確保支援条例の規定により、令和5年（2023年）3月31日までに交付対象者の認定を受けた者（以下「交付認定者」という。）のうち、令和5年（2023年）4月1日以降に第1回目の交付申請又は第2回目の交付申請の要件を満たすことになる交付認定者の取扱いについては、令和8年（2026年）3月31日までの間は、なお従前の例によることとする。</p>		

条例改正	八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について	まちなみ整備部
		建築指導課・建築審査課
概要	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、関係する申請手数料について改正を行うもの	
<p>【内容】</p> <p>2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆる「2050年カーボンニュートラル」の実現のため、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）が改正された。</p> <p>これに伴い、建築物省エネ法及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「エコまち法」という。）に係る省令等が改正され、建築物エネルギー消費性能向上認定制度（※1）における建築物エネルギー消費性能向上計画及び低炭素建築物認定制度（※2）における低炭素建築物新築等計画の認定について、ZEH・ZEB（※3）の取組と整合させる観点から、共同住宅等及び複合建築物の一住戸単位を対象とする認定を廃止し、住棟単位での評価に統一されることとなった。そこで、条例に規定する住戸ごとの認定に係る手数料を削除する。</p> <p>また、建築物エネルギー消費性能向上計画及び低炭素建築物新築等計画の認定について、従来の計算方法に加えて、より簡便に設計・審査が可能な誘導仕様基準が新設された（※4）ことから、これに係る手数料を新設する。</p> <p>建築物省エネ法関係及びエコまち法関係の手数料の金額は、東京都及び近隣自治体における金額と均衡を図るため、従前から東京都都市整備局関係手数料条例（平成12年東京都条例第77号。以下「都条例」という。）の定める金額と同額に設定している。ここで、上記の法改正に伴い、都条例が改正されるため、これに合わせて手数料の金額を都条例の定める金額と同額に設定する。</p> <p>※1 建築物エネルギー消費性能向上認定制度 エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築等をしようとする場合に、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることができる制度のこと。当該認定を受けた建築物は、容積率の緩和の特例措置の対象となる。</p> <p>※2 低炭素建築物認定制度 二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物の新築等をしようとする場合に、低炭素建築物新築等計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることができる制度のこと。当該認定を受けた建築物は、容積率の緩和等の特例措置の対象となる。</p> <p>※3 ZEH・ZEB ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称で、快適な室内環境を実現しながら、家庭や建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。</p> <p>※4 誘導仕様基準の新設 第6次エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定）等において、2030年度以降新築される住宅について、ZEH水準の省エネ性能の確保を目指すこととされたことを踏まえ、令和4年（2022年）10月1日より建築物エネルギー消費性能誘導基準及び低炭素建築物の認定基準がZEH水準の省エネ性能に引き上げられた。これらの基準については、計算支援プログラムによる評価のみ可能であったが、ZEH水準の省エネ性能を有する住宅について一層の普及を図る観点から、今般、計算によらずに当該性能を有することが確認できる誘導仕様基準が新たに定められた。</p>		

<改正内容>

1 エコまち法関係（別表、4 申請手数料、(11)の表）

- (1) 共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料のうち、住戸ごとの認定に係る手数料を削除する。  
 (2) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の規定に、誘導仕様基準による申請に係る以下の手数料を追加する。

ア 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

一戸建て住宅		21,000 円
共同住宅等	建築物の総戸数が1戸のもの	21,000 円
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	39,000 円
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	56,000 円
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	80,000 円
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	120,000 円
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	182,000 円
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	261,000 円
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	340,000 円
	建築物の総戸数が301戸以上のもの	390,000 円

イ 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

一戸建て住宅		15,000 円
共同住宅等	建築物の総戸数が1戸のもの	15,000 円
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	27,000 円
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	40,000 円
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	56,000 円
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	85,000 円
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	128,000 円
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	184,000 円
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	241,000 円
	建築物の総戸数が301戸以上のもの	278,000 円

- (3) (1)及び(2)の改正に伴う備考の整備を行う。

2 建築物省エネ法関係（別表、4 申請手数料、(17)の表）

- (1) 一戸建て住宅以外の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料のうち、住戸ごとの認定に係る手数料を削除する。  
 (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の規定に、誘導仕様基準による申請に係る以下の手数料を追加する。

ア 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

一戸建て住宅	当該住宅の床面積の合計が200㎡未満のもの	20,000 円
	当該住宅の床面積の合計が200㎡以上のもの	22,000 円
一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	38,000 円
	住宅部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	66,000 円
	住宅部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	118,000 円
	住宅部分の床面積の合計が5,000㎡以上のもの	179,000 円



イ 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

一戸建て住宅	当該住宅の床面積の合計が200㎡未満のもの	14,000円
	当該住宅の床面積の合計が200㎡以上のもの	15,000円
一戸建て住宅 以外の建築物	住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	26,000円
	住宅部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	46,000円
	住宅部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	83,000円
	住宅部分の床面積の合計が5,000㎡以上のもの	125,000円

(3) (1)及び(2)の改正に伴う備考の整備を行う。

<施行日>  
公布の日

【法令等】

- 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）  
第53条、第54条、第55条
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）  
第34条、第35条、第36条
- 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）  
第41条、第45条
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）  
第23条、第27条
- 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）  
第10条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)

条例改正	八王子市営住宅条例の一部を改正する条例設定について	まちなみ整備部
		住宅政策課
概要	市営住宅の単身者の入居資格要件に係る除外規定を削除するもの	
<p>【内容】</p> <p>市営住宅の入居者資格は、現に同居し、又は同居しようとする親族（以下「同居親族」という。）がいることを要件の一つとしているが、60歳以上の者、障害者等については、同居親族がいることを要件としておらず、単身で入居することができる。しかし、「身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者」については、同居親族がいることを要件としており、単身で入居することができない。</p> <p>そこで、当該障害者と他の者との機会の平等を図るため、当該障害者に係る同居親族に関する要件を廃止し、単身で市営住宅に入居することができるようにする。</p> <p>&lt;改正内容&gt;</p> <p>1 単身者の入居資格要件に係る除外規定の削除（第7条）</p> <p>同居親族がいることを要件としない者（60歳以上の者、障害者等）から「身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者」を除く規定を削る。</p> <p>2 関係条例の改正（附則）</p> <p>1で削除した八王子市営住宅条例（平成9年八王子市条例第43号）第7条第2項ただし書を引用する八王子市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃低廉化補助に関する条例（平成30年八王子市条例第36号）第9条の規定の一部を削除する。</p> <p>&lt;施行日&gt;</p> <p>令和5年（2023年）4月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○公営住宅法（昭和26年法律第193号） 第23条</p> <p>○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号） 第7条第1項</p>		

契約	学校給食センター寺田新築工事請負契約の締結について	学校教育部
		学校給食課
概要	学校給食センター寺田の新築工事を行うもの	
<p>【内容】</p> <p>食缶方式による温かい中学校給食を提供するため、寺田町に学校給食センターを整備する。本件は、施設を新築する建築工事の契約を締結するものである。</p> <p>なお、この整備事業については、以下のとおり、関連する契約議案3件を第1回定例会に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校給食センター寺田新築工事請負契約の締結について</li> <li>2 学校給食センター寺田給排水衛生等設備工事請負契約の締結について</li> <li>3 学校給食センター寺田空調換気等設備工事請負契約の締結について</li> </ol> <p>&lt;工事内容&gt;</p> <p>学校給食センター寺田の新築工事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 敷地面積 4,592.35㎡</li> <li>2 建築面積 1,459.73㎡</li> <li>3 延床面積 1,672.25㎡</li> <li>4 構造 鉄骨造、地上2階建</li> <li>5 整備施設 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本体（学校給食センター）</li> <li>(2) 自転車駐車場</li> <li>(3) 除害施設機械室</li> <li>(4) 受水槽ポンプ室</li> <li>(5) LPG ボンベ庫</li> </ol> </li> </ol> <p>&lt;工期&gt;</p> <p>契約締結日（議決日）の翌日から令和6年（2024年）9月6日まで</p> <p>&lt;契約先&gt;</p> <p>黒須・リフォ特定建設工事共同企業体</p> <p>&lt;契約金額&gt;</p> <p>783,200,000円（うち、消費税額71,200,000円）</p> <p>※ 令和4年度（2022年度）～令和6年度（2024年度）予算 （令和5年度（2023年度）・令和6年度（2024年度）は債務負担行為）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業費 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和4年度（2022年度） 369,740千円</li> <li>(2) 令和5・6年度（2023・2024年度） 1,323,820千円</li> <li>(3) 合計 1,693,560千円</li> </ol> </li> <li>2 財源（上記3契約及び電気設備工事の合計） <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国庫支出金 173,239千円（うち令和4年度（2022年度）分 69,264千円）</li> <li>(2) 都支出金 44,567千円（うち令和4年度（2022年度）分 44,567千円）</li> <li>(3) 市債 1,023,700千円（うち令和4年度（2022年度）分 235,500千円）</li> <li>(4) 一般財源 452,054千円（うち令和4年度（2022年度）分 20,409千円）</li> <li>(5) 合計 1,693,560千円（うち令和4年度（2022年度）分 369,740千円）</li> </ol> </li> </ol>		

※ 入札状況等

1 入札日

令和4年(2022年)12月27日

2 入札方法

解除条件付一般競争入札(施工能力評価型総合評価方式)

3 入札状況

入札業者	入札金額(税抜き)	価格評価点	技術評価点	合計
(1) 黒須・リフォ特定建設工事共同 企業体	712,000,000円	12.293	23	35.293
(2) 池田・加藤特定建設工事共同 企業体	720,000,000円	10.184	16	26.184
(3) 三恵・オガワ特定建設工事共同 企業体	736,000,000円	5.966	8	13.966
(4) 株式会社 田中建設	740,000,000円	4.911	22	26.911

予定価格 758,630,000円(落札率93.8%)

調査基準価格 644,800,000円

失格基準価格 618,400,000円

【法令等】

○地方自治法(昭和22年法律第67号)

第96条第1項第5号

○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第121条の2第1項、別表第3(第121条の2関係)

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年八王子市条例第6号)

第2条

契約	学校給食センター寺田給排水衛生等設備工事請負契約の締結について	学校教育部
		学校給食課
概要	学校給食センター寺田の新築に伴い給排水衛生等設備工事を行うもの	
<p>【内容】</p> <p>食缶方式による温かい中学校給食を提供するため、寺田町に学校給食センターを整備する。本件は、施設の new 築に伴う給排水衛生等設備工事の契約を締結するものである。</p> <p>なお、この整備事業については、以下のとおり、関連する契約議案3件を第1回定例会に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校給食センター寺田新築工事請負契約の締結について</li> <li>2 学校給食センター寺田給排水衛生等設備工事請負契約の締結について</li> <li>3 学校給食センター寺田空調換気等設備工事請負契約の締結について</li> </ol> <p>&lt;工事内容&gt;</p> <p>学校給食センター寺田の新築に伴う給排水衛生等設備工事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 衛生器具設備工事</li> <li>2 給水設備工事</li> <li>3 排水通気設備工事</li> <li>4 給湯設備工事</li> <li>5 消火設備工事</li> <li>6 ガス設備工事</li> <li>7 厨房除害設備工事</li> <li>8 厨房機器設備工事</li> </ol> <p>&lt;工期&gt;</p> <p>契約締結日（議決日）の翌日から令和6年（2024年）9月6日まで</p> <p>&lt;契約先&gt;</p> <p>株式会社 新和</p> <p>&lt;契約金額&gt;</p> <p>380,017,000円（うち、消費税額34,547,000円）</p> <p>※ 令和4年度（2022年度）～令和6年度（2024年度）予算 （令和5年度（2023年度）・令和6年度（2024年度）は債務負担行為）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業費 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和4年度（2022年度） 369,740千円</li> <li>(2) 令和5・6年度（2023・2024年度） 1,323,820千円</li> <li>(3) 合計 1,693,560千円</li> </ol> </li> <li>2 財源（上記3契約及び電気設備工事の合計） <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国庫支出金 173,239千円（うち令和4年度（2022年度）分 69,264千円）</li> <li>(2) 都支出金 44,567千円（うち令和4年度（2022年度）分 44,567千円）</li> <li>(3) 市債 1,023,700千円（うち令和4年度（2022年度）分 235,500千円）</li> <li>(4) 一般財源 452,054千円（うち令和4年度（2022年度）分 20,409千円）</li> <li>(5) 合計 1,693,560千円（うち令和4年度（2022年度）分 369,740千円）</li> </ol> </li> </ol>		

※ 入札状況等

1 入札日

令和5年(2023年)1月4日

2 入札方法

解除条件付一般競争入札(施工能力評価型総合評価方式)

3 入札状況

入札業者	入札金額(税抜き)	価格評価点	技術評価点	合計
(1) 株式会社 新和	345,470,000円	0.000	19	19.000

予定価格 345,470,000円(落札率100%)

調査基準価格 293,600,000円

失格基準価格 282,800,000円

【法令等】

○地方自治法(昭和22年法律第67号)

第96条第1項第5号

○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第121条の2第1項、別表第3(第121条の2関係)

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年八王子市条例第6号)

第2条

契約	学校給食センター寺田空調換気等設備工事請負契約 の締結について	学校教育部
		学校給食課
概要	学校給食センター寺田の新築に伴い空調換気等設備工事を行うもの	
<p>【内容】</p> <p>食缶方式による温かい中学校給食を提供するため、寺田町に学校給食センターを整備する。本件は、施設の new 築に伴う空調換気等設備工事の契約を締結するものである。</p> <p>なお、この整備事業については、以下のとおり、関連する契約議案3件を第1回定例会に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校給食センター寺田新築工事請負契約の締結について</li> <li>2 学校給食センター寺田給排水衛生等設備工事請負契約の締結について</li> <li>3 学校給食センター寺田空調換気等設備工事請負契約の締結について</li> </ol> <p>&lt;工事内容&gt;</p> <p>学校給食センター寺田の新築に伴う空調換気等設備工事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 空調機器設備工事</li> <li>2 空調ダクト設備工事</li> <li>3 空調配管設備工事</li> <li>4 換気機器設備工事</li> <li>5 換気ダクト設備工事</li> <li>6 給蒸設備工事</li> <li>7 自動制御設備工事</li> </ol> <p>&lt;工期&gt;</p> <p>契約締結日（議決日）の翌日から令和6年（2024年）9月6日まで</p> <p>&lt;契約先&gt;</p> <p>加藤・散田特定建設工事共同企業体</p> <p>&lt;契約金額&gt;</p> <p>291,896,000円（うち、消費税額26,536,000円）</p> <p>※ 令和4年度（2022年度）～令和6年度（2024年度）予算 （令和5年度（2023年度）・令和6年度（2024年度）は債務負担行為）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業費 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和4年度（2022年度） 369,740千円</li> <li>(2) 令和5・6年度（2023・2024年度） 1,323,820千円</li> <li>(3) 合計 1,693,560千円</li> </ol> </li> <li>2 財源（上記3契約及び電気設備工事の合計） <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国庫支出金 173,239千円（うち令和4年度（2022年度）分 69,264千円）</li> <li>(2) 都支出金 44,567千円（うち令和4年度（2022年度）分 44,567千円）</li> <li>(3) 市債 1,023,700千円（うち令和4年度（2022年度）分 235,500千円）</li> <li>(4) 一般財源 452,054千円（うち令和4年度（2022年度）分 20,409千円）</li> <li>(5) 合計 1,693,560千円（うち令和4年度（2022年度）分 369,740千円）</li> </ol> </li> </ol>		

※ 入札状況等

1 入札日

令和5年(2023年)1月4日

2 入札方法

解除条件付一般競争入札(施工能力評価型総合評価方式)

3 入札状況

入札業者	入札金額(税抜き)	価格評価点	技術評価点	合計
(1) 加藤・散田特定建設工事共同企業体	265,360,000円	0.000	21	21.000

予定価格 265,360,000円(落札率100%)

調査基準価格 225,500,000円

失格基準価格 216,000,000円

【法令等】

○地方自治法(昭和22年法律第67号)

第96条第1項第5号

○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第121条の2第1項、別表第3(第121条の2関係)

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年八王子市条例第6号)

第2条



契約	スプーン等の取得について	学校教育部																																																																					
		学校給食課																																																																					
概要	学校給食において使用するスプーン等を購入するもの																																																																						
<p>【内容】</p> <p>学校給食センター榎原及び学校給食センター寺田の開設に伴い必要となるスプーン等を購入する。</p> <p>&lt;種類及び数量&gt;</p> <table border="0"> <tr><td>1</td><td>スプーン</td><td>7,600本</td></tr> <tr><td>2</td><td>箸</td><td>7,600膳</td></tr> <tr><td>3</td><td>フォーク</td><td>7,600本</td></tr> <tr><td>4</td><td>杓子<small>しやく</small></td><td>1,391本</td></tr> <tr><td>5</td><td>揚物バット用敷網</td><td>720枚</td></tr> <tr><td>6</td><td>トング</td><td>680本</td></tr> <tr><td>7</td><td>食器かご</td><td>602個</td></tr> <tr><td>8</td><td>揚物バット</td><td>360個</td></tr> <tr><td>9</td><td>スプーンかご</td><td>216個</td></tr> <tr><td>10</td><td>トレイかご</td><td>216個</td></tr> <tr><td>11</td><td>パン箱</td><td>216個</td></tr> <tr><td>12</td><td>フォークかご</td><td>216個</td></tr> <tr><td>13</td><td>箸かご</td><td>205個</td></tr> <tr><td>14</td><td>汁食缶</td><td>170個</td></tr> <tr><td>15</td><td>ソース入れ</td><td>170個</td></tr> </table> <p>&lt;納期&gt;</p> <p>令和5年(2023年)7月31日</p> <p>&lt;契約先&gt;</p> <p>株式会社 タマチュウ</p> <p>&lt;契約金額&gt;</p> <p>26,685,505円(うち、消費税2,425,955円)</p> <p>※ 入札状況</p> <p>令和5年(2023年)1月11日入札 指名競争入札による</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th>入札業者</th> <th>入札金額(税抜き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>株式会社 タマチュウ</td><td>24,259,550円</td></tr> <tr><td>2</td><td>平成調理機株式会社</td><td>24,368,450円</td></tr> <tr><td>3</td><td>三幸商事株式会社</td><td>24,385,550円</td></tr> <tr><td>4</td><td>株式会社 石本</td><td>24,390,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>有限会社 ショービ</td><td>24,443,150円</td></tr> <tr><td>6</td><td>株式会社 マルカネ</td><td>24,750,000円</td></tr> <tr><td>7</td><td>株式会社 ムサシ</td><td>辞退</td></tr> </tbody> </table> <p>【法令等】</p> <p>○地方自治法(昭和22年法律第67号) 第96条第1項第8号</p> <p>○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)</p>			1	スプーン	7,600本	2	箸	7,600膳	3	フォーク	7,600本	4	杓子 <small>しやく</small>	1,391本	5	揚物バット用敷網	720枚	6	トング	680本	7	食器かご	602個	8	揚物バット	360個	9	スプーンかご	216個	10	トレイかご	216個	11	パン箱	216個	12	フォークかご	216個	13	箸かご	205個	14	汁食缶	170個	15	ソース入れ	170個		入札業者	入札金額(税抜き)	1	株式会社 タマチュウ	24,259,550円	2	平成調理機株式会社	24,368,450円	3	三幸商事株式会社	24,385,550円	4	株式会社 石本	24,390,000円	5	有限会社 ショービ	24,443,150円	6	株式会社 マルカネ	24,750,000円	7	株式会社 ムサシ	辞退
1	スプーン	7,600本																																																																					
2	箸	7,600膳																																																																					
3	フォーク	7,600本																																																																					
4	杓子 <small>しやく</small>	1,391本																																																																					
5	揚物バット用敷網	720枚																																																																					
6	トング	680本																																																																					
7	食器かご	602個																																																																					
8	揚物バット	360個																																																																					
9	スプーンかご	216個																																																																					
10	トレイかご	216個																																																																					
11	パン箱	216個																																																																					
12	フォークかご	216個																																																																					
13	箸かご	205個																																																																					
14	汁食缶	170個																																																																					
15	ソース入れ	170個																																																																					
	入札業者	入札金額(税抜き)																																																																					
1	株式会社 タマチュウ	24,259,550円																																																																					
2	平成調理機株式会社	24,368,450円																																																																					
3	三幸商事株式会社	24,385,550円																																																																					
4	株式会社 石本	24,390,000円																																																																					
5	有限会社 ショービ	24,443,150円																																																																					
6	株式会社 マルカネ	24,750,000円																																																																					
7	株式会社 ムサシ	辞退																																																																					

第121条の2第2項

- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年八王子市条例第6号）  
第3条

契約	配膳台等の取得について	学校教育部																						
		学校給食課																						
概要	学校給食において使用する配膳台等を購入するもの																							
<p>【内容】</p> <p>学校給食センター檜原及び学校給食センター寺田の開設に伴い必要となる配膳台等を購入する。</p> <p>&lt;種類及び数量&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>1 配膳台</td> <td>155台</td> </tr> <tr> <td>2 ワゴン</td> <td>132台</td> </tr> </table> <p>&lt;納期&gt;</p> <p>令和5年(2023年)8月4日</p> <p>&lt;契約先&gt;</p> <p>平成調理機株式会社</p> <p>&lt;契約金額&gt;</p> <p>27,958,260円(うち、消費税2,541,660円)</p> <p>※ 入札状況</p> <table border="0"> <tr> <td>令和4年(2022年)12月7日入札</td> <td>指名競争入札による</td> </tr> <tr> <td>入札業者</td> <td>入札金額(税抜き)</td> </tr> <tr> <td>1 平成調理機株式会社</td> <td>25,416,600円</td> </tr> <tr> <td>2 株式会社 タマチュウ</td> <td>25,937,000円</td> </tr> <tr> <td>3 ホシザキ東京株式会社 八王子営業所</td> <td>26,000,000円</td> </tr> <tr> <td>4 株式会社 マルカネ</td> <td>26,000,000円</td> </tr> <tr> <td>5 株式会社 アイホー 多摩営業所</td> <td>26,200,000円</td> </tr> <tr> <td>6 有限会社 ショービ</td> <td>26,250,000円</td> </tr> <tr> <td>7 株式会社 エース商事</td> <td>辞退</td> </tr> </table>			1 配膳台	155台	2 ワゴン	132台	令和4年(2022年)12月7日入札	指名競争入札による	入札業者	入札金額(税抜き)	1 平成調理機株式会社	25,416,600円	2 株式会社 タマチュウ	25,937,000円	3 ホシザキ東京株式会社 八王子営業所	26,000,000円	4 株式会社 マルカネ	26,000,000円	5 株式会社 アイホー 多摩営業所	26,200,000円	6 有限会社 ショービ	26,250,000円	7 株式会社 エース商事	辞退
1 配膳台	155台																							
2 ワゴン	132台																							
令和4年(2022年)12月7日入札	指名競争入札による																							
入札業者	入札金額(税抜き)																							
1 平成調理機株式会社	25,416,600円																							
2 株式会社 タマチュウ	25,937,000円																							
3 ホシザキ東京株式会社 八王子営業所	26,000,000円																							
4 株式会社 マルカネ	26,000,000円																							
5 株式会社 アイホー 多摩営業所	26,200,000円																							
6 有限会社 ショービ	26,250,000円																							
7 株式会社 エース商事	辞退																							
<p>【法令等】</p> <p>○地方自治法(昭和22年法律第67号)</p> <p>第96条第1項第8号</p> <p>○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)</p> <p>第121条の2第2項</p> <p>○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年八王子市条例第6号)</p> <p>第3条</p>																								

契約	八王子駅南口集いの拠点整備・運営事業契約の締結について	拠点整備部																				
		集いの拠点整備課																				
概要	八王子駅南口集いの拠点整備・運営事業契約を締結するもの																					
<p>【内容】</p> <p>学び・交流・防災の3つの機能を備えた、利用・滞在を促す「サードプレイス」を実現するため、八王子医療刑務所跡地を活用し、防災機能を持った、まちにつながる「みんなの公園」、次の100年につなげる「歴史・郷土ミュージアム」、学び・交流・集いを促進する「憩いライブラリ」及びこれらをつなぎ、自由度高く多様に利用できる「交流スペース」が一体となった「八王子駅南口集いの拠点」を整備する。</p> <p>なお、本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき実施するものとし、契約事業者は、施設の設計及び建設をした後に、市に本施設を引き渡し、事業期間中に維持管理及び運営業務を行うものである。</p> <p>&lt;契約内容&gt;</p> <p>1 事業の範囲</p> <p>(1) 八王子駅南口集いの拠点整備・運営事業の設計・建設及び維持管理・運営</p> <p>(2) 旧八王子医療刑務所庁舎の解体工事</p> <p>2 主な整備施設</p> <p>(1) 建物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>構造・規模</th> <th>建築面積 (㎡)</th> <th>床面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メイン棟</td> <td>鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート） 地上2階、地下1階</td> <td>4,468.12</td> <td>7,593.34</td> </tr> <tr> <td>活動展示室棟</td> <td>鉄骨造 地上1階</td> <td>700.70</td> <td>694.54</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イベント広場</td> <td>約11,000</td> </tr> <tr> <td>芝生広場</td> <td>約4,000</td> </tr> <tr> <td>大屋根広場</td> <td>507.17</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;契約期間&gt;</p> <p>事業契約締結日（令和5年（2023年）3月）から令和23年（2041年）9月30日まで</p> <p>※ 事業スケジュール</p> <p>事業契約の締結 令和5年（2023年）3月 ※議決後</p> <p>設計・建設 令和5年（2023年）4月から令和8年（2026年）3月まで</p> <p>引渡し 令和8年（2026年）3月</p> <p>開館（供用開始） 令和8年（2026年）10月</p> <p>維持管理・運営 令和8年（2026年）10月から令和23年（2041年）9月まで</p> <p>&lt;契約先&gt;</p> <p>八王子ミライテラスパートナーズ株式会社（本事業のために設立された特別目的会社）</p> <p>代表企業 大和リース(株)東京本店</p> <p>構成員 (株)梓設計、(株)熊谷組首都圏支店、(株)三恵建設、(株)乃村工藝社、(株)ハリマビシステム、(株)エイト、(株)図書館流通センター、(特非) エヌピーオーバース</p> <p>その他の協力企業 大日本印刷(株)、高野ランドスケーププランニング(株)、(株)ランドスケープ・</p>			施設	構造・規模	建築面積 (㎡)	床面積 (㎡)	メイン棟	鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート） 地上2階、地下1階	4,468.12	7,593.34	活動展示室棟	鉄骨造 地上1階	700.70	694.54	施設	面積 (㎡)	イベント広場	約11,000	芝生広場	約4,000	大屋根広場	507.17
施設	構造・規模	建築面積 (㎡)	床面積 (㎡)																			
メイン棟	鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート） 地上2階、地下1階	4,468.12	7,593.34																			
活動展示室棟	鉄骨造 地上1階	700.70	694.54																			
施設	面積 (㎡)																					
イベント広場	約11,000																					
芝生広場	約4,000																					
大屋根広場	507.17																					

プラス

<契約金額>

18,051,700,416 円に金利変動、物価変動、需要変動等による増減額を加算した額  
(内訳) 設計・建設業務の対価 10,011,186,263 円  
開館準備業務の対価 1,254,045,348 円  
維持管理・運営業務の対価 6,786,468,805 円

<予算>

18,052,202 千円 (令和4年度(2022年度)から令和23年度(2041年度)までの債務負担行為)

※ 財源

- (1) 国庫支出金 3,120,000 千円
- (2) 都支出金 146,000 千円
- (3) 市債 2,676,000 千円
- (4) 一般財源 12,110,202 千円

<契約方法>

公募型プロポーザル方式による随意契約

<選考経過>

参加資格書類受付期間に3者から必要書類の提出があり、そのすべてが参加資格要件を満たすことを確認したが、その後、1者から応募の辞退があったことから、以下の2者が応募者となった。

1 応募者

- (1) 丹青社グループ
- (2) 大和リースグループ

2 資格審査

参加資格確認書類に基づき、参加資格要件について審査を行った。

3 提案審査

(1) 基礎審査

提案書類の整合確認、要求水準確認を行った。

(2) 価格審査

提案金額が上限額内であることを確認し、算出式に基づき提案価格を価格評価点として算出した。

グループ名	丹青社グループ	大和リースグループ
提案価格(税抜)	16,393,999 千円	16,427,170 千円
得点	200.000	199.596

(3) 加點審査

八王子駅南口集いの拠点整備・運営事業評価会議を開催し、参加者13名(図書館、博物館、公園、まちづくり及びPFI事業についての学識経験者7名、市部長6名)がプレゼンテーション及びヒアリングにより事業計画に関する提案内容について評価を行い、市は以下のとおり加點評価点を決定した。

審査項目	配点	丹青社グループ	大和リースグループ
(1) 事業全体計画	90	56.08	60.92
(2) 事業収支計画	40	21.54	17.85
(3) 統括マネジメント業務	40	23.38	20.92
(4) 設計・建設業務	190	104.15	128.91
(5) 開館準備業務	25	15.77	14.42

(6) 維持管理業務	90	41.22	45.62
(7) 運営業務	245	144.84	153.78
(8) 任意事業	80	49.23	52.92
合計	800	456.21	495.34

(4) 総合評価

価格評価点と加點評価点を合計して、総合評価点を算出した。

評価点	配点	丹青社 グループ	大和リース グループ
価格評価点	200	200.000	199.596
加點評価点	800	456.21	495.34
総合評価点	1000	656.210	694.936

4 優先交渉権者の決定

総合評価点の最も高い大和リースグループを優先交渉権者として決定した。

【法令等】

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）  
第12条

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号）  
第3条

道路		市道路線の認定について			道路交通部
					路政課
概要	市道路線を認定するもの				
【内容】					
1 都道移管関連 3路線					
2 その他 10路線					
	路線名	所在地	幅員 (m)	延長 (m)	認定理由
1	市道八王子 1568号線	小宮町 地内	4.07~ 7.31	198.96	1 都道移管関連 東京都建設局より旧都道の 移管を受け認定する。
2	市道浅川 179号線	高尾町、廿里町 地内	7.30~ 26.27	441.51	
3	市道川口 386号線	下恩方町、美山 町 地内	3.63~ 17.17	2,100.2	
4	市道加住 191号線	滝山町一丁目 地内	15.60~ 26.15	164.49	2 その他 八王子インター北土地区画 整理事業により築造された 道路の引継ぎ完了に伴い認 定する。
5	市道加住 192号線	左入町、滝山町 一丁目 地内	12.00~ 15.98	364.05	
6	市道加住 193号線	滝山町一丁目 地内	12.00~ 15.03	260.41	
7	市道加住 194号線	左入町、滝山町 一丁目 地内	8.00~ 15.89	228.56	
8	市道加住 195号線	左入町 地内	8.00	231.51	
9	市道加住 196号線	滝山町一丁目 地内	8.12~ 12.03	99.45	
10	市道加住 197号線	滝山町一丁目 地内	4.00	193.73	
11	市道加住 198号線	滝山町一丁目 地内	6.00~ 6.04	39.26	
12	市道加住 199号線	滝山町一丁目 地内	4.00~ 4.96	140.41	
13	市道加住 200号線	左入町、滝山町 一丁目 地内	4.99~ 11.56	232.82	
【法令等】					
○道路法（昭和27年法律第180号） 第8条第1項、第2項					

道路	市道路線の認定及び廃止について				道路交通部																								
					路政課																								
概要	市道路線を認定及び廃止するもの																												
<p>【内容】  八王子インター北土地区画整理事業の換地処分後の土地利用計画に伴い廃止し、廃止した路線の区画整理事業区域外の路線を認定するもの  1 路線廃止・2 路線認定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分</th> <th>路線名</th> <th>所在地</th> <th>幅員 (m)</th> <th>延長 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>廃止</td> <td>市道加住64号線</td> <td>滝山町一丁目、 梅坪町 地内</td> <td>1.82 ~16.84</td> <td>879.39</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>認定</td> <td>市道加住64号線</td> <td>滝山町一丁目、 梅坪町 地内</td> <td>1.82 ~16.84</td> <td>349.03</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>認定</td> <td>市道加住201号線</td> <td>滝山町一丁目 地内</td> <td>5.97 ~6.00</td> <td>293.40</td> </tr> </tbody> </table>							区分	路線名	所在地	幅員 (m)	延長 (m)	1	廃止	市道加住64号線	滝山町一丁目、 梅坪町 地内	1.82 ~16.84	879.39	1	認定	市道加住64号線	滝山町一丁目、 梅坪町 地内	1.82 ~16.84	349.03	2	認定	市道加住201号線	滝山町一丁目 地内	5.97 ~6.00	293.40
	区分	路線名	所在地	幅員 (m)	延長 (m)																								
1	廃止	市道加住64号線	滝山町一丁目、 梅坪町 地内	1.82 ~16.84	879.39																								
1	認定	市道加住64号線	滝山町一丁目、 梅坪町 地内	1.82 ~16.84	349.03																								
2	認定	市道加住201号線	滝山町一丁目 地内	5.97 ~6.00	293.40																								
<p>【法令等】  ○道路法（昭和27年法律第180号）  第8条第1項、第2項、第10条</p>																													



条例改正	八王子市斎場条例の一部を改正する条例設定について	市民部																		
		斎場事務所																		
概要	死亡者が八王子市民以外であった場合の火葬室の使用料を増額するもの																			
<p>【内容】</p> <p>火葬施設は、市民生活における必需性が高く、民間施設の代替性が低い施設であるため、「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、八王子市斎場では、死亡者が八王子市民であった場合の火葬室の使用料を無料としている。一方、八王子市斎場は八王子市民の財産であり、その管理運営には市税が充てられているため、同方針に基づき死亡者が八王子市民以外であった場合は使用料を徴収している。</p> <p>近隣自治体において相互利用が可能な施設の使用料については、必要に応じて料金の均衡を図ることとしているが、現在、同使用料は、民間火葬場や近隣市の公営火葬場と比べて廉価であり、八王子市斎場の利用者は約1割が市外の利用者となっているため、火葬件数が多い時期には、八王子市民が利用しにくい状況が生じることがある。</p> <p>また、八王子市斎場の火葬件数は増加傾向にあり、1日の火葬可能件数を段階的に引き上げるため、火葬件数の増加に対応した火葬炉設備の保守経費を確保する必要がある。</p> <p>そこで、八王子市民向けの火葬予約枠の確保及び安定した斎場運営に必要な財源を確保するため、死亡者が八王子市民以外であった場合の火葬室の使用料を、近隣市の公営火葬場と同程度に増額する。</p> <p>&lt;改正内容&gt;</p> <p>別表(第7条関係)に定める火葬室の使用料のうち市外住民等に係るものを以下のとおり改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12歳以上であった者の死体1体につき</td> <td>50,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>12歳未満であった者の死体(死胎を除く。)1体につき</td> <td>30,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>死胎1体につき</td> <td>20,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>改葬に係る遺骨1件につき</td> <td>20,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>手術等により切断された身体の一部1件につき</td> <td>20,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;施行日&gt;</p> <p>令和5年(2023年)4月1日</p>			単位	改正前	改正後	12歳以上であった者の死体1体につき	50,000円	80,000円	12歳未満であった者の死体(死胎を除く。)1体につき	30,000円	50,000円	死胎1体につき	20,000円	30,000円	改葬に係る遺骨1件につき	20,000円	30,000円	手術等により切断された身体の一部1件につき	20,000円	30,000円
単位	改正前	改正後																		
12歳以上であった者の死体1体につき	50,000円	80,000円																		
12歳未満であった者の死体(死胎を除く。)1体につき	30,000円	50,000円																		
死胎1体につき	20,000円	30,000円																		
改葬に係る遺骨1件につき	20,000円	30,000円																		
手術等により切断された身体の一部1件につき	20,000円	30,000円																		

<p>条例改正</p>	<p>八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について</p>	<p>子ども家庭部 子どもの教育・保育 推進課</p>
<p>概要</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（省令）が一部改正されたことから、これに合わせ、本市の児童福祉施設に係る基準を改正するもの</p>	
<p>【内容】</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準については、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市が「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）に従い、又は参酌して定めることとされており、本市においては、本条例で当該基準について規定している。</p> <p>今般、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）が公布され、児童福祉施設において安全計画の策定が義務付けられたほか、児童福祉施設と社会福祉施設との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直しが行われ、児童福祉施設において業務継続計画の策定をするよう努めることとされたことから、当該改正に基づき、条例の規定を改める。</p> <p>また、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号）が公布され、懲戒権の規定が削除されたため、当該改正に基づき、条例の規定を削除する。</p> <p>さらに、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）が公布され、送迎用バスの安全装置装備の使用等が義務付けられたことから、当該改正に基づき、条例の規定を改める。</p> <p>&lt;改正内容&gt;</p> <p>1 安全計画の策定等（第7条の2）</p> <p>幼稚園及び幼保連携型認定こども園においては、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）により安全計画の策定が義務付けられている一方、母子生活支援施設及び保育所における児童の安全確保については、現行、安全計画の策定に係る規定が存在しないため、次の措置を講じなければならないこととする規定を加える。</p> <p>(1) 安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>(3) 保護者に対し、安全計画に基づく取組内容等について周知すること。</p> <p>(4) 定期的に安全計画を見直し、必要に応じて変更すること。</p> <p>※ 母子生活支援施設においては、令和6年（2024年）3月31日までの間、努力義務とする。（保育所は、既に保育所保育指針により一定の安全に関する取組が義務付けられているため、努力義務とする経過措置は不要とする。）</p> <p>2 自動車を行う場合の所在の確認（第7条の3）</p> <p>送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという事案の発生を受け、児童の移動又は送迎等のために自動車を運行するときの事故を抑止する観点から、安全管理の徹底を図るため、母子生活支援施設及び保育所において（(2)については保育所において）、次の措置を講じなければならないこととする規定を加える。</p> <p>(1) 児童の施設外での活動等のための移動等のために自動車を運行するときは、点呼等による児童の所在確認を行うこと。</p> <p>(2) 児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、ブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を使用すること。</p> <p>※ (2)については、令和6年（2024年）3月31日までの間、ブザー等安全装置の使用が困難な場合は、代替的な措置を講ずることとして差し支えないこととする。</p> <p>3 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準（第10条）</p> <p>地域共生社会の構築を目指す観点から、保育所と児童発達支援事業所等との一体的な支援（イ</p>		

ンクルーシブ保育)を可能とするため、児童福祉施設と他の社会福祉施設を併せて設置するときは、児童の保育に支障が生じない場合に限り、保育所の設備及び職員について、社会福祉施設の設備及び職員として兼ねることができることを規定する。

4 懲戒権に関する規定の削除(改正前の第13条)

体罰をはじめとした児童虐待の防止の観点から、民法(明治29年法律第89号)第822条において規定されている親権者の懲戒権の規定が削除されることに伴い、児童福祉施設の長の懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除する。

5 業務継続計画の策定等(改正後の第13条)

障害児入所施設及び児童発達支援センターにおいては、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定が義務付けられている一方、助産施設、母子生活支援施設及び保育所においては、現行、業務継続計画の策定に係る規定が存在しないため、次の措置を講ずるよう努めることとする規定を加える。

- (1) 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。
- (3) 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更すること。

6 衛生管理等(第14条)

障害児入所施設及び児童発達支援センターにおいては、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための努力義務が課され、講ずるべき措置の内容が具体的に規定されている一方、助産施設、母子生活支援施設及び保育所においては、現行、努力義務は課されているものの講ずるべき措置の内容を具体的に規定していないため、児童福祉施設は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施することを規定する。

<施行日>

令和5年(2023年)4月1日(改正省令の施行日)

※ 4の改正は、公布の日

【法令等】

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

改正後の第6条の3、改正後の第6条の4、第8条、改正後の第9条の3、第10条、第63条、第69条

条例改正	八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	福祉部 障害者福祉課
概要	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（省令）が一部改正されたことから、これに合わせ、本市の指定障害児通所支援に係る基準を改正するもの	
<p>【内容】</p> <p>指定障害児通所支援の設備及び運営に関する基準については、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市が「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）に従い、標準として又は参酌して定めることとされており、本市においては、本条例で当該基準について規定している。</p> <p>今般、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）が公布され、児童発達支援事業所等において安全計画の策定が義務付けられたほか、児童福祉施設と社会福祉施設との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直しが行われたことから、当該改正に基づき、条例の規定を改める。</p> <p>また、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号）が公布され、懲戒権の規定が削除されたため、当該改正に基づき、条例の規定を削除する。</p> <p>さらに、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）が公布され、送迎用バスの安全装置装備の使用等が義務付けられたことから、当該改正に基づき、条例の規定を改める。</p> <p>&lt;改正内容&gt;</p> <p>1 従業者の配置の基準（第5条、第6条、第60条、第68条）  地域共生社会の構築を目指す観点から、保育所等と児童発達支援事業所等との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするため、児童発達支援事業及び医療型児童発達支援事業の児童の発達支援に従事する職員の専従規定について、障害児の支援に支障がない場合に限り、保育所等の児童への保育も行うことができることを規定する。</p> <p>2 安全計画の策定等（第40条の2）  幼稚園及び幼保連携型認定こども園においては、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）により安全計画の策定が義務付けられている一方、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援事業者における障害児の安全確保については、現行、安全計画の策定に係る規定が存在しないため、次の措置を講じなければならないこととする規定を加える。</p> <p>(1) 安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。  (2) 従業者に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。  (3) 保護者に対し、安全計画に基づく取組内容等について周知すること。  (4) 定期的に安全計画を見直し、必要に応じて変更すること。  ※ 令和6年（2024年）3月31日までの間、努力義務とする。</p> <p>3 自動車を運行する場合の所在の確認（第40条の3）  送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという事案の発生を受け、障害児の移動又は送迎等のために自動車を運行するときの事故を抑止する観点から、安全管理の徹底を図るため、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス事業者は、次の措置を講じなければならないこととする規定を加える。</p> <p>(1) 障害児の事業所外での活動等のための移動等のために自動車を運行するときは、点呼等による障害児の所在確認を行うこと。  (2) 障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、ブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を使用すること。</p>		

※ (2)については、令和6年(2024年)3月31日までの間、ブザー等安全装置の使用が困難な場合は、代替的な措置を講ずることとして差し支えないこととする。

4 懲戒権に関する規定の削除(第46条)

体罰をはじめとした児童虐待の防止の観点から、民法(明治29年法律第89号)第822条において規定されている親権者の懲戒権の規定が削除されることに伴い、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の管理者の懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除する。

5 準用規定

(1) 2の安全計画の策定等の規定を、居宅訪問型児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業に準用する。(第97条、第102条)

(2) 4の懲戒権に関する規定の削除に伴い、同規定を基準該当児童発達支援事業に準用している規定を削る。(第63条)

<施行日>

令和5年(2023年)4月1日(改正省令の施行日)

※ 4及び5(2)の改正は、公布の日

【法令等】

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)

第5条、第6条、改正後の第40条の2、改正後の第40条の3、第54条の6、第56条、第71条の14、第79条

条例改正	八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	子ども家庭部
		子どもの教育・保育推進課
概要	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（省令）が一部改正されたことから、これに合わせ、本市の家庭的保育事業等に係る基準を改正するもの	
<p>【内容】</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市が「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）に従い、又は参酌して定めることとされており、本市においては、本条例で当該基準について規定している。</p> <p>今般、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）が公布され、家庭的保育事業所等において安全計画の策定が義務付けられたほか、児童福祉施設と社会福祉施設との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直しが行われたことから、当該改正に基づき、条例の規定を改める。</p> <p>また、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号）が公布され、懲戒権の規定が削除されたため、当該改正に基づき、条例の規定を削除する。</p> <p>さらに、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）が公布され、送迎用バスの安全装置装備の使用等が義務付けられたことから、当該改正に基づき、条例の規定を改める。</p> <p>&lt;改正内容&gt;</p> <p>1 安全計画の策定等（第8条の2）</p> <p>幼稚園及び幼保連携型認定こども園においては、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）により安全計画の策定が義務付けられている一方、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、居宅訪問型保育事業所及び事業所内保育事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）における利用乳幼児の安全確保については、現行、安全計画の策定に係る規定が存在しないため、次の措置を講じなければならないこととする規定を加える。</p> <p>(1) 安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>(3) 保護者に対し、安全計画に基づく取組内容等について周知すること。</p> <p>(4) 定期的に安全計画を見直し、必要に応じて変更すること。</p> <p>2 自動車を運行する場合の所在の確認（第8条の3）</p> <p>送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという事案の発生を受け、利用乳幼児の移動又は送迎等のために自動車を運行するときの事故を抑止する観点から、安全管理の徹底を図るため、家庭的保育事業者、小規模保育事業者、居宅訪問型保育事業者及び事業所内保育事業者（以下「家庭的保育事業者等」という。）は、次の措置を講じなければならないこととする規定を加える。（(2)については、居宅訪問型保育事業者を除く。）</p> <p>(1) 利用乳幼児の事業所外での活動等のための移動等のために自動車を運行するときは、点呼等による利用乳幼児の所在確認を行うこと。</p> <p>(2) 利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、ブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を使用すること。</p> <p>※ (2)については、令和6年（2024年）3月31日までの間、ブザー等安全装置の使用が困難な場合は、代替的な措置を講ずることとして差し支えないこととする。</p> <p>3 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準（第11条）</p> <p>地域共生社会の構築を目指す観点から、家庭的保育事業所等と児童発達支援事業所等との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするため、家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設を</p>		

併せて設置するときは、利用乳幼児の保育に支障が生じない場合に限り、家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を社会福祉施設の設備及び職員として兼ねることができることを規定する。

4 懲戒権に関する規定の削除（第14条）

体罰をはじめとした児童虐待の防止の観点から、民法（明治29年法律第89号）第822条において規定されている親権者の懲戒権の規定が削除されることに伴い、家庭的保育事業者等の懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除する。

5 衛生管理等（第15条）

障害児入所施設及び児童発達支援センターにおいては、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための努力義務が課され、講ずるべき措置の内容が具体的に規定されている一方、助産施設、母子生活支援施設及び保育所においては、現行、努力義務は課されているものの講ずるべき措置の内容を具体的に規定していないため、家庭的保育事業者等は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施することとする。

<施行日>

令和5年（2023年）4月1日（改正省令の施行日）

※ 4の改正は、公布の日

【法令等】

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）  
改正後の第7条の2、改正後の第7条の3、第10条、第13条、第14条

<p>条例改正</p>	<p>八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について</p>	<p>子ども家庭部 子どもの教育・保育推進課</p>
<p>概要</p>	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（省令）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（告示）が一部改正されたことから、これに合わせ、本市の認定こども園に係る基準を改正するもの</p>	
<p>【内容】</p> <p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準については、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。）に従い、又は参酌して、幼保連携型以外の認定こども園の職員、設備及び運営に関する基準については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）を参酌して定めることとされており、本市においては、本条例で当該基準について規定している。</p> <p>今般、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和4年厚生労働省令第159号）が公布され、児童福祉施設等における安全計画及び業務継続計画の策定に係る規定が定められたほか、児童福祉施設と社会福祉施設との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直しが行われ、基準省令においても同旨の改正がされたことから、これらの改正の趣旨に鑑みて、条例の規定を改める。</p> <p>また、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」（令和4年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第3号）が公布され、基準省令が準用する「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）の懲戒に係る権限の濫用禁止規定が削除されたため、当該改正に基づき、条例の規定を改める。</p> <p>さらに、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示」（令和4年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）が告示され、送迎用バスの安全装置装備の使用等が義務付けられたことから、当該改正に基づき、条例の規定を改める。</p> <p>&lt;改正内容&gt;</p> <p>1 安全計画の策定等 認定こども園は、子どもの安全の確保を図るため、次の措置を講じなければならないこととする。</p> <p>(1) 安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>(3) 保護者に対し、安全計画に基づく取組内容等について周知すること。</p> <p>(4) 定期的に安全計画を見直し、必要に応じて変更すること。</p> <p>2 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準 地域共生社会の構築を目指す観点から、認定こども園と児童発達支援事業所等との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするため、認定こども園と他の社会福祉施設を併せて設置するときは、子どもの保育に支障が生じない場合に限り、認定こども園の設備及び職員の一部を社会福祉施設の設備及び職員として兼ねることができることとする。</p> <p>3 業務継続計画の策定等 障害児入所施設及び児童発達支援センターにおいては、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定が義務付けられている一方、認定こども園においては、現行、業務継続計画の</p>		



策定に係る規定が存在しないため、次の措置を講ずるよう努めることとする規定を加える。

- (1) 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施すること。
- (3) 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更すること。

#### 4 衛生管理等

児童福祉施設等においては、その設備の衛生的な管理や感染症又は食中毒の予防及びまん延防止の措置を講ずることと規定されている一方、認定こども園においては規定がないため、認定こども園は、設備の衛生的な管理をし、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止の措置をすることとする。

#### 5 懲戒権に関する規定の改正

体罰をはじめとした児童虐待の防止の観点から、民法（明治29年法律第89号）第822条において規定されている親権者の懲戒権の規定が削除されることに伴い、本条例が準用する八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第33号）の懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除する。

#### 6 自動車を運行する場合の所在の確認

送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという事案の発生を受け、子どもの移動又は送迎等のために自動車を運行するときの事故を抑止する観点から、安全管理の徹底を図るため、認定こども園は、次の措置を講じなければならないこととする。

- (1) 子どもの施設外での活動等のための移動等のために自動車を運行するときは、点呼等による子どもの所在確認を行うこと。
  - (2) 子どもの送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、ブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を使用すること。
- ※ (2)については、令和6年（2024年）3月31日までの間、ブザー等安全装置の使用が困難な場合は、代替的な措置を講ずることとして差し支えないこととする。

#### <施行>

令和5年（2023年）4月1日

※ 5の改正は、公布の日

#### 【法令等】

○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）

第13条

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

第6条の3、第8条、第9条の3、第10条

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）

改正後の第八 六・七

条例改正	八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	子ども家庭部
		子どもの教育・保育推進課
概要	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）が一部改正されたことから、これに合わせ、本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る基準を改正するもの	
<p>【内容】</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準については、市町村が「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）に従い、又は参酌して定めることとされており、本市においては、本条例で当該基準について規定している。</p> <p>今般、こども家庭庁の設置に向け、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号。以下「改正法」という。）が公布され、関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることとなった。当該改正に基づき、条例で引用する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の条項を改める。</p> <p>また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第65号）が公布され、懲戒権の規定が削除されたため、当該改正に基づき、条例の規定を削除する。</p> <p>&lt;改正内容&gt;</p> <p>1 こども家庭庁設置法の施行に伴う引用条項の改正</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法の引用（第4条、第6条、第7条、第8条、第13条、第20条、第36条、第37条、第38条、第40条、第52条、第53条） 条文中「第19条第1項」を「第19条」に改める。</p> <p>(2) 学校教育法の引用（第15条） 条文中「第25条」を「第25条第1項」に改める。</p> <p>2 懲戒権に関する規定の削除（第26条） 体罰をはじめとした児童虐待の防止の観点から、民法（明治29年法律第89号）第822条において規定されている親権者の懲戒権の規定が削除されることに伴い、特定教育・保育施設の長の懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除する。</p> <p>&lt;施行日&gt;</p> <p>令和5年（2023年）4月1日（改正法の施行日） ※ 2の改正は、公布の日</p> <p>【法令等】</p> <p>○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 第19条</p> <p>○学校教育法（昭和22年法律第26号） 第25条</p> <p>○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号） 第26条</p>		

条例改正	八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について	健康医療部 保険年金課																											
概要	東京都から令和5年度（2023年度）の国民健康保険事業費納付金額及び標準保険料率が示されたことに伴い、保険税率等を改定するもの。また、出産費用の平均的な標準費用を賄えるように、出産育児一時金を改定するもの																												
【内容】	<p>平成30年度（2018年度）に開始した新たな国民健康保険制度においては、都道府県が市町村と共に国民健康保険の保険者となっている。この制度では、都道府県が保険給付に必要な費用を市町村に対して支払う一方、市町村は都道府県に対し、都道府県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じて決定した国民健康保険事業費納付金を納付することとなっている。</p> <p>今般、東京都から令和5年度（2023年度）の国民健康保険事業費納付金額とともに、標準保険料率が示されたことから、本市における保険税率等を改定する。</p> <p>また、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が公布され、出産育児一時金の金額が増額されたことから、本市における出産育児一時金の支給額を改定する。</p> <p>&lt;改正内容&gt;</p> <p>1 国民健康保険税の所得割額税率及び均等割額の改訂（第12条、第14条～第18条関係） 被保険者の保険税負担の急変に配慮しつつ、保険税率等を引き上げるもの</p> <p>(1) 基礎課税額の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額税率</td> <td>100分の6.7</td> <td>100分の7.29</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>38,700円</td> <td>43,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額税率</td> <td>100分の2.2</td> <td>100分の2.38</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>13,300円</td> <td>13,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 介護納付金課税額の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額税率</td> <td>100分の2.1</td> <td>100分の2.28</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>15,600円</td> <td>16,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 都から示された令和5年度（2023年度）の標準保険料率</p> <p>（基礎課税額）  所得割額 100分の7.57  均等割額 45,309円</p> <p>（後期高齢者支援金等課税額）  所得割額 100分の2.65  均等割額 15,379円</p> <p>（介護納付金課税額）  所得割額 100分の2.28  均等割額 16,680円</p>		区分	改正前	改正後	所得割額税率	100分の6.7	100分の7.29	均等割額	38,700円	43,000円	区分	改正前	改正後	所得割額税率	100分の2.2	100分の2.38	均等割額	13,300円	13,600円	区分	改正前	改正後	所得割額税率	100分の2.1	100分の2.28	均等割額	15,600円	16,700円
区分	改正前	改正後																											
所得割額税率	100分の6.7	100分の7.29																											
均等割額	38,700円	43,000円																											
区分	改正前	改正後																											
所得割額税率	100分の2.2	100分の2.38																											
均等割額	13,300円	13,600円																											
区分	改正前	改正後																											
所得割額税率	100分の2.1	100分の2.28																											
均等割額	15,600円	16,700円																											

2 低所得者に対する均等割額の軽減額の改定（第30条関係）  
均等割額の改定に連動して、軽減額を変更するもの（均等割額×軽減割合）

(1) 7割軽減の控除額

区分	改正前	改正後
基礎課税額	27,090円	30,100円
後期高齢者支援金等課税額	9,310円	9,520円
介護納付金課税額	10,920円	11,690円

(2) 5割軽減の控除額

区分	改正前	改正後
基礎課税額	19,350円	21,500円
後期高齢者支援金等課税額	6,650円	6,800円
介護納付金課税額	7,800円	8,350円

(3) 2割軽減の控除額

区分	改正前	改正後
基礎課税額	7,740円	8,600円
後期高齢者支援金等課税額	2,660円	2,720円
介護納付金課税額	3,120円	3,340円

3 出産育児一時金の支給額の改定（第6条関係）  
出産費用の平均的な標準費用を賄えるように、出産育児一時金の支給額を増額するもの  
（改定前）42万円 → （改定後）50万円

<施行日>

令和5年（2023年）4月1日

【法令等】

- 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）  
第3条、第4条、第58条、第75条の2、第75条の7
- 地方税法（昭和25年法律第226号）  
第703条の4
- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）  
第118条
- 介護保険法（平成9年法律第123号）  
第150条
- 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）  
第36条

条例改正	八王子市学童保育所条例の一部を改正する条例設定について	生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課																																																					
概要	八王子市立南大沢学童保育所及び八王子市立石川学童保育所を小学校内の余裕教室に移転するもの																																																						
<p>【内容】</p> <p>現在、学校敷地外に設置している八王子市立南大沢学童保育所及び八王子市立石川学童保育所について、児童の安全性及び利便性を向上させるため、これを市立小学校内の余裕教室に移転する。この移転に伴い、条例別表第1の学童保育所の名称及び位置を改める。</p> <p>&lt;改正内容&gt;</p> <p>学童保育所の名称及び位置を定める別表第1を以下のとおり改正する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>同 南大沢学童保育所</td> <td>同 南大沢三丁目8番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>同 石川学童保育所</td> <td>同 石川町1920番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>同 柏木小学童保育所</td> <td>同 南大沢三丁目3番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>同 第八小学童保育所</td> <td>同 石川町2065番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;施設の概要&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">柏木小学童保育所</th> <th colspan="2">第八小学童保育所</th> </tr> <tr> <th>移転前</th> <th>移転後(予定)</th> <th>移転前</th> <th>移転後(予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員</td> <td>60名</td> <td>77名</td> <td>72名</td> <td>88名</td> </tr> <tr> <td>施設面積</td> <td>214.19平方メートル</td> <td>218.4平方メートル</td> <td>195.45平方メートル</td> <td>181.75平方メートル</td> </tr> <tr> <td>保育専用区画</td> <td>123.74平方メートル</td> <td>127.05平方メートル</td> <td>122.10平方メートル</td> <td>145.2平方メートル</td> </tr> <tr> <td>受入対象</td> <td>小学1年生から小学4年生まで</td> <td>小学1年生から小学4年生まで</td> <td>小学1年生から小学4年生</td> <td>小学1年生から小学4年生まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;施行日&gt;</p> <p>令和5年(2023年)4月1日</p> <p>【法令等】</p> <p>○地方自治法(昭和22年法律第67号) 第244条の2第1項</p>			名称	位置	(略)	(略)	同 南大沢学童保育所	同 南大沢三丁目8番地	(略)	(略)	同 石川学童保育所	同 石川町1920番地	(略)	(略)	名称	位置	(略)	(略)	同 柏木小学童保育所	同 南大沢三丁目3番地	(略)	(略)	同 第八小学童保育所	同 石川町2065番地	(略)	(略)		柏木小学童保育所		第八小学童保育所		移転前	移転後(予定)	移転前	移転後(予定)	定員	60名	77名	72名	88名	施設面積	214.19平方メートル	218.4平方メートル	195.45平方メートル	181.75平方メートル	保育専用区画	123.74平方メートル	127.05平方メートル	122.10平方メートル	145.2平方メートル	受入対象	小学1年生から小学4年生まで	小学1年生から小学4年生まで	小学1年生から小学4年生	小学1年生から小学4年生まで
名称	位置																																																						
(略)	(略)																																																						
同 南大沢学童保育所	同 南大沢三丁目8番地																																																						
(略)	(略)																																																						
同 石川学童保育所	同 石川町1920番地																																																						
(略)	(略)																																																						
名称	位置																																																						
(略)	(略)																																																						
同 柏木小学童保育所	同 南大沢三丁目3番地																																																						
(略)	(略)																																																						
同 第八小学童保育所	同 石川町2065番地																																																						
(略)	(略)																																																						
	柏木小学童保育所		第八小学童保育所																																																				
	移転前	移転後(予定)	移転前	移転後(予定)																																																			
定員	60名	77名	72名	88名																																																			
施設面積	214.19平方メートル	218.4平方メートル	195.45平方メートル	181.75平方メートル																																																			
保育専用区画	123.74平方メートル	127.05平方メートル	122.10平方メートル	145.2平方メートル																																																			
受入対象	小学1年生から小学4年生まで	小学1年生から小学4年生まで	小学1年生から小学4年生	小学1年生から小学4年生まで																																																			

条例改正	八王子市産業イノベーション条例設定について	産業振興部
		産業振興推進課
概要	産業界の新たな課題への対応を踏まえた産業振興を推進するため「八王子市いきいき産業基本条例」の全部を改正するもの	
<p>【内容】</p> <p>八王子市では、産業振興を推進し、活力あるまちを実現するため、市、事業者、経済団体等の責務又は役割について明らかにするとともに、本市における産業振興の基本的方針を定める「八王子市いきいき産業基本条例」を平成15年（2003年）に制定した。</p> <p>条例の制定から19年が経過し、今日においては、少子高齢化・人口減少、経済のグローバル化、また、生活様式等の多様化が進み、産業界を取り巻く環境は大きく変化した。そこで、新たな課題への対応を踏まえた産業振興を推進するため、条例の全部を改正するもの。</p> <p>&lt;制定内容&gt;</p> <p>1 条例の名称 「八王子市いきいき産業基本条例」を、「八王子市産業イノベーション条例」に改める。</p> <p>2 前文の内容 本市が行うあらゆる施策について、公民共創によるイノベーションの創出及び地域産業の活性化という視点を踏まえるとともに、新たな産業・新たなビジネスチャンス・新たな生活様式を創出する「イノベーション都市・八王子」を実現することを述べる。</p> <p>3 本則の内容</p> <p>(1) 定義 条例で用いる用語を定義する。</p> <p>(2) 公民共創の推進 市は、イノベーションの創出を促進するため、公民共創を推進し、そのための仕組みづくりを行い、産業支援機関、地方公共団体間の連携に努めるものとする。</p> <p>(3) 成長産業の創出 市は、多様な組織及び人材との交流並びに組織内外の知識、技術その他の資源を結合し、イノベーションの創出に向けた最先端技術や役務の実証実験の場を提供することにより、成長産業の創出を図るものとし、次に掲げる基本施策を実施するものとする。</p> <p>ア 多様な主体が参画する共創の基盤を整備すること。</p> <p>イ 市と事業者をつなぐ役割を担う中間支援組織を再構築すること。</p> <p>ウ 異業種の事業者が連携し、新たな技術、製品及び役務の開発を支援すること。</p> <p>エ 革新的なアイデアにより新たな事業を展開し、市場を開拓する企業の育成支援を行うこと。</p> <p>オ 企業誘致を促進すること。</p> <p>(4) 産業人材の多様化と活用の推進 市は企業の働き方改革を推進し、多様な人が働きやすいまちをつくり、多様な人材の確保・育成に関する取組を推進するものとし、次に掲げる基本施策を実施するものとする。</p> <p>ア 多様な働き方を推進すること。</p> <p>イ 働く機会を創出すること。</p> <p>ウ 新たな産業の創出につながる人材育成のための教育を推進すること。</p> <p>(5) 社会課題及び地域課題解決型産業の創出 市は、地域社会において、社会課題等の解決に向け、事業者や市民による社会課題等解決型産業の創出を目指す取組を推進するものとし、次に掲げる基本施策を実施するものとする。</p>		

- ア 社会課題等の解決に資する事業者や市民の事業創出を推進すること。
- イ 公民共創の基盤を通じ、社会課題等の解決に資する先進的な事業の創出を推進すること。

(6) 地域資源の活用による収益力の強化

市は、八王子の豊富な地域資源を積極的に活用し、既存の産業分野にとらわれない新たな事業、業態を創出し、市内における消費及び投資を呼び込み、まちの収益力の強化を図るものとし、次に掲げる基本施策を実施するものとする。

- ア 地域資源の磨き上げにより事業の活性化を推進すること。
- イ 新たな地域資源の発掘による新規事業や新規業態の創出を推進すること。
- ウ 中心市街地活性化を推進すること。

(7) 中小企業等の持続的な成長支援

市は、新しい価値の創造や生産性の向上に係る取組を支援し、また、技術及び技能の継承による中小企業等の持続的な成長を支援するものとし、次に掲げる基本施策を実施するものとする。

- ア 中小企業等の新しい価値の創造に資する取組を支援すること。
- イ 中小企業等の生産性の向上に資する取組を支援すること。
- ウ 中小企業等の技術・技能の承継や事業の継続に資する取組を支援すること。

(8) 市の責務

市は、市の行うすべての施策についてイノベーションの創出による地域産業の活性化という視点を踏まえるとともに、国及び東京都その他の地方公共団体との密接な連携並びに事業者、経済団体、教育機関及び市民との共創に努めるものとする。

(9) 事業者の役割

事業者は、まちづくりとの調和や市民の生活環境に配慮しながら、自らの事業の発展及び経営の革新に努めるとともに、市及び経済団体による産業振興施策の推進に積極的に参加し、協力するものとする。

(10) 経済団体の役割

商工会議所、商店会連合会、農業協同組合その他の経済団体は、事業者の事業活動に対する支援を行うとともに、市と協力し、積極的に産業振興施策を実施するものとする。

(11) 市民の役割

市民は、地域産業の振興が自らの生活の向上と地域の活性化に寄与することを踏まえ、市民生活と産業とが調和する都市の実現に向け、市及び経済団体による産業振興施策の推進に積極的に参加し、協力するものとする。

<施行日>

令和5年（2023年）4月1日

条例改正	八王子市新産業センター条例の一部を改正する条例 設定について	産業振興部
		産業振興推進課
概要	新産業開発・交流センターで、事業者等に提供している製品開発、技術開発及び設計のための入居施設である設計開発室を廃止することから、これに対応する改正を行うもの	
<p>【内容】</p> <p>令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）までの8年間を計画期間とする「八王子市産業イノベーションプラン～Beyond2030～」の策定に伴い、新産業開発・交流センターの活用方針が見直され、事業者等に提供している製品開発、技術開発及び設計のための入居施設である設計開発室を廃止し、当該スペースを新たに市内企業の新しい価値の創造、生産性の向上及び事業の継続の支援のために活用することとした。そこで、当該設計開発室に関する規定を削除する改正を行うもの。</p> <p>&lt;改正内容&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新産業開発・交流センターで行う事業の内容の見直し 新産業開発・交流センターで行う事業の内容から、「製品開発、技術開発及び設計のための入居施設として設計開発室の提供すること。」を削除する。</li> <li>2 使用者要件等の削除等 1の改正に伴い、設計開発室の使用者要件を定めた規定及び使用料に関する規定が不要となるため、削除するなど必要な改正を行う。</li> <li>3 原状回復義務の改正 原状回復義務の規定から、既に廃止した「開放使用設備」の文言を削除する。</li> </ol> <p>&lt;施行日&gt;</p> <p>令和5年（2023年）4月1日</p> <p>※ 3の改正内容については、公布の日</p>		



指定管理者	八王子市環境学習センターの指定管理者の指定について	環境部 環境政策課
概要	八王子市北野環境学習センターの指定管理者の指定をするもの（公募）	
【内容】	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市環境学習センターの指定管理者を指定する。</p> <p>&lt;施設名&gt; 八王子市北野環境学習センター</p> <p>&lt;指定管理者&gt; 北野環境学習パートナーズ 代表団体 株式会社 京王設備サービス 構成団体 特定非営利活動法人 エヌピーオー・フュージョン長池 構成団体 株式会社 フクシ・エンタープライズ 構成団体 不二興産株式会社</p> <p>&lt;指定期間&gt; 令和5年（2023年）8月1日から令和10年（2028年）3月31日までの4年8か月（1期目）</p> <p>&lt;選定方法&gt; 公募（応募1者） 八王子市北野環境学習センター指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）及び所管部による評価で要求水準を満たした事業者の中から、「価格評価」「団体の能力評価」「提案事業の内容評価」の3つの評価区分で選定（応募者） 北野環境学習パートナーズ 代表団体 株式会社 京王設備サービス 構成団体 特定非営利活動法人 エヌピーオー・フュージョン長池 構成団体 株式会社 フクシ・エンタープライズ 構成団体 不二興産株式会社</p> <p>&lt;選定理由&gt; 候補者となった北野環境学習パートナーズは、評価項目すべてにおいて合格基準である6割以上の評価点を獲得している。特に業務実績が豊富でありこれまで蓄積したノウハウを活かした運営が期待できることが高く評価され、地域との連携や施設の設置目的を活かした特色ある優れた計画を提案している。 また、環境教育・学習の取組方針が明確であり、実施における工程が具体的に示されている。その上で、更なる利用率向上のため、幅広い年齢層を対象とした様々な自主事業の提案もなされ、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。以上のことから、市の要求水準を満たした施設運営が可能であると判断し、北野環境学習パートナーズを指定管理者候補者として決定する。</p> <p>&lt;選考経過&gt; 1 一次選考 環境部において、書類及び応募資格について審査を行い、一次選考の合格者として決定した。 2 二次選考 評価会議を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して指定管理者候補者を選定した。</p>	

(1) 評価会議

評価会議の参加者5名（学識経験者1名、税理士1名、地元代表1名、環境活動を実践する者1名、環境部長）に、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行わせ、意見を聴取し、二次選考の合格者として決定した。

(2) 評価点

評価区分	評価項目	配点	北野環境学習パートナーズ
団体の能力	団体の経営方針が明確であり、適正な経理がされていること。	25	19
	経営状況が健全であり、目的達成のための考えをもっていること。	25	18
	業務実績が豊富であり、ノウハウを蓄積し運営が期待できること。	25	22
	自己評価（マネジメントサイクル）の体制及び基準が確立されていること。	25	17
	実現性の高い適正な収支計画であること。	25	16
	管理運営を適切に行うための研修等の人材育成を踏まえた組織体制を有していること。	25	20
	職員の管理体制及び職場安全衛生管理が適正であること。	25	17
	地域・社会貢献に配慮した取組がされていること。（ワークライフバランスやSDGsの推進、若年者・高齢者雇用、障害者雇用、地域との協働、市内に本店がある等）	25	20
	利用者が公平に施設利用ができるよう、配慮されていること。	25	21
	利用者の安全確保（衛生面含む）に関する方策が講じられていること。	25	18
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	25	18
	個人情報の取扱い及び情報セキュリティ対策が適切であること。	25	20
	負担すべきリスクに対し適切な対応をとるための体制を有していること。	25	19
	緊急（防火、防犯等）対応等危機管理体制を有していること。	25	19
	指定管理業務の引継ぎに係る対策が適切であること。	25	20
小計	375	284	
提案事業の内容	収益を上げるための努力がされていること。	25	20
	利用料金の設定にあたり、採算制と公平性、適正性を考慮していること。	25	20
	コスト縮減が図られ又は考慮されていること。	25	20
	利用者の満足度を高めるための方策が講じられていること。	25	19
	利用者からの苦情処理の体制がとれていること。	25	19
	ノウハウを活用し、要求水準を満たした具体的な達成目標を設定した事業計画を立てていること。	25	21

施設設置目的を活かした特色ある提案がされていること。	25	21
管理運営に意欲を持ってあたることが期待できること。	25	19
広報活動等、施設の利用促進のための提案がされていること。	25	19
地域や施設の特徴を踏まえた事業展開が図られていること。	25	21
地域との協働や連携が図られ、又は配慮されていること。	25	20
第三者委託先も含め、地域経済の振興及び雇用の創出に繋がる提案がされていること。	25	19
資源の有効活用など環境に配慮した管理運営がされていること。	25	21
訓練や研修、マニュアル作成など平常時から危機管理における適切な提案がされていること。	25	17
施設の長寿命化のための方策が講じられていること。	25	20
小計	375	296
価格評価（配点は団体の能力と提案事業の内容の評価の合計の最高点とする。）	580	580
合計	1,330	1,160
100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て）	100	87.2

<指定管理料提案額>

年度	北野環境学習パートナーズ
令和5年度（2023年度）	135,132,000円
令和6年度（2024年度）	198,511,000円
令和7年度（2025年度）	197,007,000円
令和8年度（2026年度）	197,007,000円
令和9年度（2027年度）	197,007,000円
4年8か月の合計	924,664,000円

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第244条の2第3項、第6項

○八王子市環境学習センター条例（平成9年八王子市条例第13号）  
第14条

契約	包括外部監査契約の締結について	総務部
		公文書管理課
概要	地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき包括外部監査契約を締結するもの	
<p>【内容】</p> <p>&lt;契約金額&gt; 年額9,606,520円（消費税込み）を上限とする額</p> <p>&lt;内訳&gt; 基本費用 722,400円（消費税抜き） 執務費用及び実費 8,010,800円（消費税抜き）</p> <p>&lt;契約先&gt; 木下 政昭<sup>きのした まさあき</sup> [資格 公認会計士] ※ 同氏とは、2回目の契約となる。</p> <p>&lt;契約期間&gt; 令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで</p> <p>&lt;包括外部監査契約を締結できる者&gt; 包括外部監査契約を締結できる者は、「普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者」であって、弁護士、公認会計士その他政令で定める者である。ただし、「外部監査契約を円滑に締結し、又はその適正な履行を確保するため必要と認めるときは、上記の識見を有する者であって税理士であるもの」とも契約ができる。</p> <p>&lt;公認会計士とする理由&gt; 本市においては、平成27年（2015年）4月の中核市移行に伴い、多くの事務が東京都から移譲され、行政運営における自由度や裁量権が増し、自己決定及び自己責任の範囲が拡大された。このため、平成27年度（2015年度）から、法令に従って適正な事務処理がなされているかという合规性や適法性の視点からのチェック機能を強化することを重要課題と考え、弁護士を包括外部監査人とし、一定の成果を得た。 また、令和元年度（2019年度）からは、より財務・会計・経営的視点を重視した包括外部監査を実施するため、会計に関する高度な専門知識と豊富な経験を持つ公認会計士を包括外部監査人としている。</p> <p>※ 本市においては、平成11年度（1999年度）から平成26年度（2014年度）までは「条例で監査を受けることを定めた市」として、平成11年度（1999年度）は税理士と、平成12年度（2000年度）から平成26年度（2014年度）までは公認会計士と包括外部監査契約を締結している。また、平成27年度（2015年度）以降は「中核市」として、平成27年度（2015年度）から平成30年度（2018年度）までは弁護士と、令和元年度（2019年度）からは公認会計士と包括外部監査契約を締結している。</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第252条の27、第252条の28、第252条の36</p> <p>○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号） 第174条の49の26</p>		

条例改正	八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定について	財政部
		税制課
概要	令和5年度税制改正によるもの (内容未確定)	

条例改正	八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定について	財政部
		税制課
概要	令和5年度税制改正によるもの (内容未確定)	

条例改正	八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について	健康医療部
		保険年金課
概要	令和5年度税制改正によるもの (内容未確定)	